



しまね景観
色彩ガイドライン

島根県

しまね景観
色彩ガイドライン

島根県

Index

第1章 ガイドラインの概要 4

1	景観と色彩	4
1-1	景観における色彩の重要性	4
1-2	色彩作法による良好な景観づくり	4
2	しまね景観色彩ガイドライン	5
2-1	位置づけ	5
2-2	適用範囲	5
2-3	使用上の注意	6
2-4	特徴	7
2-5	構成と使い方	7
2-6	役割	8
3	しまね景観づくりの色彩設計法	9
3-1	基本的な考え方	9
3-2	美しい景観色の特徴	10
3-3	島根らしさ、地域らしさを感じさせるには	12

第2章 しまね色彩マップ 13

1	優良景観色彩の事例	13
I	松江地域（2市9町1村）	13
II	木次地域（9町1村）	18
III	出雲地域（2市5町）	20
IV	大田地域（1市2町）	22
V	川本地域（5町2村）	24
VI	浜田地域（2市3町1村）	26
VII	益田地域（1市5町1村）	28
VIII	隠岐地域（3町4村）	30
2	自然物や歴史的建造物の色彩分布	32

第3章 推奨色の検索ガイド 37

1	検索のプロセス	37
1-1	検索のための条件	37
1-2	推奨色検索のプロセス	38
2	検索の条件	39
2-1	周辺の景観色による分類	39
2-2	地域別景観タイプ概略図	42
2-3	施設の種類と部位による色彩タイプ	47
2-4	推奨色の分類と参照ページ	49
3	素材の扱い	51
3-1	天然素材とそれに準ずる素材	51
3-2	金属光沢を持つ材	51
4	色彩表の見方	52

第4章 地域別の色彩選定の考え方と推奨色 55

1	全体計画	55
2	推奨色	59
2-1	共通の推奨色（ルーフカラー）	59
2-2	景観タイプ別の色彩的特徴と色彩選定の考え方	61
	水辺景観	
	①岩石海岸	62
	②砂浜海岸	66
	③港・大規模漁港	70
	④小規模漁港・漁村	76
	⑤河岸	80
	⑥湖畔	87
	田園景観	
	⑦平野田園	93
	⑧丘陵田園・盆地田園・山間田園	96
	⑨畑作農地	100
	山林景観	
	⑩山中	102
	⑪高原	106
	⑫渓谷	110
	まちなみ景観	
	⑬歴史的まちなみ	114
	⑭温泉街	117
	⑮一般市街地	121

第5章 代表的施設の推奨色 133

1	代表的施設の一覧	133
2	施設別推奨色	134

第6章 景観形成地域における推奨色 139

1	ゾーン区分	139
2	ゾーンごとの色彩設計の考え方と推奨色	139
	I 宍道湖湖面ゾーン	139
	II 水際景観ゾーン	140
	III 築地松散居ゾーン	142
	IV 湖畔田園ゾーン	144
	V 湖畔集落ゾーン	146
	VI 湖畔都市ゾーン	148

第7章 色彩ワンポイント 150

1	色の表示方法	150
2	配色調和の考え方	154



第1章 ガイドラインの概要

1 景観と色彩

1-1 景観における色彩の重要性



統一された屋根の色が自然景観に調和した漁村



古色によってまとまりを感じさせるまちなみ



自然景観色より主張の強い色彩が使われた屋外広告物

わたしたちは豊かな自然や人工的な都市空間など、さまざまな環境に暮らしています。人が環境にふれあい、あるいは生活の場としたとき、そこには多種多様な印象や感情が生まれます。人が風景と共に作り上げるもの、それが景観です。

島根県には、変化に富んだ自然や各地の伝統文化が生み出した魅力的な景観があふれています。これらの景観を思い浮かべてみてください。それぞれの美しい色彩や配色が現われてくることでしょう。景観から受ける印象に対して、色彩が果たす役割は非常に大きいといわれています。このことは、美しい自然景観やまちなみの中に作られる一つの構造物の色彩によって、それが台無しになってしまうことから明らかです。美しい湖のほとりにその自然の色を阻害するような派手な広告板が立つ風景。歴史的なまちなみに建つ色鮮やかな飲食店。たとえ認知度を高める効果はあっても、作り手に対するイメージダウンを引き起こすといえますし、何よりも景観としての美は大きく損なわれてしまいます。

色は私たちの感覚に直接作用します。対象物の色を変えただけで目にとまりやすくなったり、雰囲気を変えることが可能です。それだけに、景観における色彩には十分に配慮しなくてはならないのです。

1-2 色彩作法による良好な景観づくり

景観がもつ重要な特徴のひとつに、私的な施設であってもそれが外部環境に置かれると公共的な意味合いを持つてくるということがあります。たとえば島根県景観対策懇談会による提言（平成3年3月）の中にも、次の一文があります。

「景観」は、誰もが日々それを目にし、その中で生活をするものであり、高い公共性を持つ県民共通の財産である。

良好な景観形成を阻害していると問題になる施設の中には、設計担当者の公共性への認識の低さが見うけられるものが多く、特に色彩の扱いについてその傾向が強いようです。最近、

美的景観の形成を目指す際に、「色彩作法」というキーワードが使われるようになりましたが、これなどは色彩の景観的配慮を端的に表した言葉だと思われます。

良好な色彩景観は社会的な資源でもあり、誰もが快適な日常生活を送るための基盤であるともいえます。色を周囲の景観に調和させることは、設計者や施工者のように直接的に景観を作り上げる人々にとってだけでなく、そこで暮らし景観に親しむ住民の方々にとっても、重要な問題といえるのです。

2 しまね景観色彩ガイドライン

2-1 位置づけ

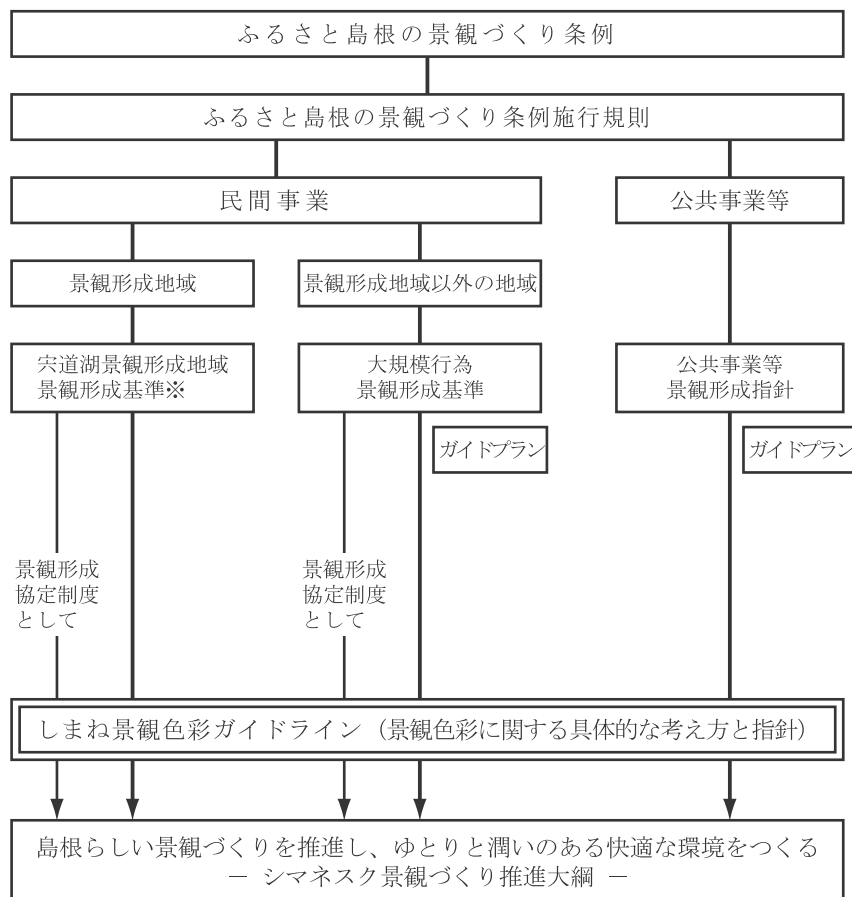
島根県では、島根らしい良好な景観を守り育むために「ふるさと島根の景観づくり条例」が制定され、それに基づくさまざまな基準や指針が作られています。しかし、それらの記述は施設の位置、規模、形態を中心としたもので、色彩については「周辺の景観と調和するように努める」等の概念的な表現にとどまります。景観形成に色彩が果たす役割の重要性を考えると、それらの基準や指針における色彩を、より具体的に示した指針が求められるようになりました。これが「しまね景観色彩ガイドライン」です。

本ガイドラインでは、島根県や地域の景観的特色を生かし、施設の種類ごとにそれぞれの部位ごとにふさわしい色彩（推奨色）や色彩設計の考え方を具体的に述べています。事業者、設計者、施工者の方々が、建築物や工作物の色彩を検討する際のカラーガイドとして、また、景観行政担当者の指導（設計）指針としてご利用ください。

ガイドラインは強制力を持つものではありませんが、この色彩指針に沿って計画を進めていただくことで、景観に配慮した、秩序ある美しい色彩景観を創出することができると考えます。県、市町村、県民および事業者が一体となり、ふるさと島根の良好な景観づくりをその色彩面から進めていきたいと思えます。

2-2 適用範囲

「しまね景観色彩ガイドライン」は、「ふるさと島根の景観づくり条例」により規定される施設に対する具体的な色彩指針です。したがって、本ガイドラインは、景観づくり条例の適用対象から除外されている施設に対しては直接適用されるものではありません。しかしながら、本ガイドラインを参考



※現時点では景観形成地域として、宍道湖景観形成地域のみが指定されています。

しまね景観色彩ガイドラインの位置づけ

にして色彩をご検討いただくことは、地域のまとまりのある優良な景観づくりを推進する上で好ましいことと思われま。ご参照の上、計画を進めていただければと考えます。

2-3 使用上の注意

本ガイドラインに記載された推奨色の中から、その施設にとって最もふさわしい色をさらに検討することが必要です。推奨色の範囲に含まれる色のどの色彩を選択するかは、施設のコネプトや背景及び周辺の色並びに面積、形状、素材（質感）等さまざまな条件を考慮し、十分吟味して決定するようにしてください。また、背景色と施設の色彩との関係だけでなく、施設を構成する色同士の関係にも留意し、それらすべてを含めた景観全体としての色彩調和を心がけるようにしてください。

公共空間の中に位置する施設の色彩は、原則的には次ページの手順図に示すように、周辺景観色現地調査、色彩コンセプトの策定、色彩設計案・シミュレーション画像の作成、心理評価調査による検討、そして最終案の決定という何段階もの検討ステップを経て進められるべきものです。特に、公共

性が高く、規模の大きな施設の場合にはこの設計プロセスに従って色彩選定を進めなければなりません。

本ガイドラインは、そうした詳細な色彩検討を進める場合の参考指針として活用することができるようになっています。また、過去に建築実績のある建造物に類似した施設や景観の印象に大きな影響を与えないと考えられるような規模の建造物の場合などは、本ガイドラインを活用することで、周辺景観色現地調査や心理評価調査による検討を省略することが可能となります。ただし、その場合も景観構成色の確認は現地で行ない、設計コンセプトを明確にした上、ガイドラインのカラーパレットの中から、その施設の景観コンセプトにふさわしい色彩を選定するようにしてください。

2-4 特徴

このガイドラインには以下のような特徴があります。

- ①県内にみられる数多くの良好な景観色彩の事例が「しまね色彩マップ」として収録されており、島根の誇るべき景観色彩を展望できるようになっています。
- ②県全域にわたる色彩調査に基づき、地域の特徴などを十分考慮した上で策定されており、その場の景観性、地域性を生かした色彩計画を進められるように作られています。
- ③建造物の種類や部位に応じた推奨色を示しており、具体的で、かつきめ細やかなカラーガイドとなっています。
- ④推奨色は、色を体系的に配列したカラーチャートの上にもその範囲が示されており、具体的にどのような色であるかを把握しやすくなっています。
- ⑤どなたにも活用いただけるよう、できるだけ具体的な事例を示しながら解説しています。

2-5 構成と使い方

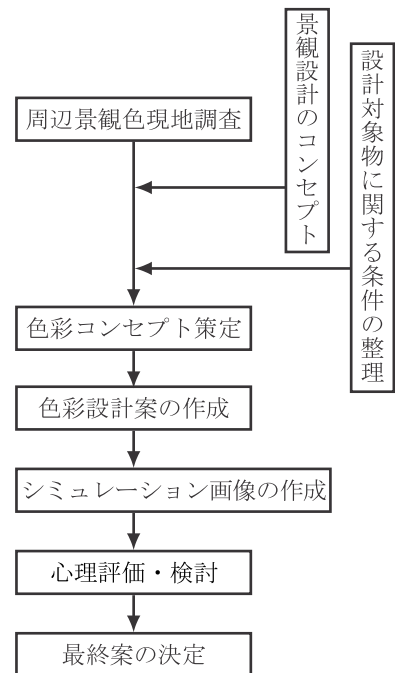
このガイドラインは7つの章から構成されています。以下のようにお使いください。

第1章「ガイドラインの概要」

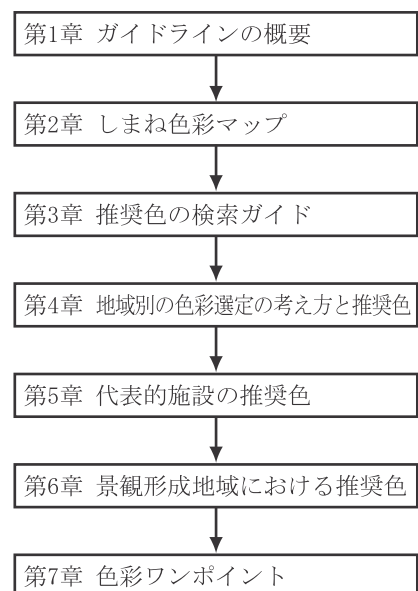
このガイドラインの位置づけや役割、活用法等を示しています。まず、島根県における景観の色彩設計の考え方をご理解ください。

第2章「しまね色彩マップ」

島根県全域にわたる景観色彩調査に基づき、県内にみられる優良な景観色彩事例を紹介しています。また、島根県の景



一般的な色彩設計の手順



観の基調を成す鉱物や植物の色や歴史的建造物の色彩の特徴を述べています。

島根らしい色彩景観づくりを進めるためには、施設の置かれる周辺の色彩的特徴をとらえることが重要です。この章により、島根県における既存の良好な景観色と、島根の風土色とを把握してください。

第3章「推奨色の検索ガイド」

検討施設に対する推奨色やその色彩設計の考え方を求める手順が書かれています。

本ガイドラインでは、立地場所（景観タイプ；15種）と施設の種類と部位（色彩タイプ；5種）を選択することで、推奨色を示した第4章から第6章のどの箇所を読めば良いかがわかるようになっています。本章を読み、推奨色や色彩設計の考え方の掲載ページを探してください。

第4章「地域別の色彩選定の考え方と推奨色」

立地場所（景観タイプ）ごとに、色彩設計の考え方と推奨色の範囲とそこから抜粋した色が書かれています。色彩選定時には、その地点の景観タイプを把握した上で、施設の種類や部位に応じた記載箇所をお読みください。

第5章「代表的施設の推奨色」

「島根県公共事業等景観形成指針」及び「島根県大規模行為景観形成基準」に記載された各施設のうち、多く建設される施設について、推奨色の考え方と色彩設計事例を示しています。第4章と併せてお使いください。

第6章「景観形成地域における推奨色」

景観形成地域における施設の推奨色について述べています。現時点で景観形成地域に指定されているのは宍道湖景観形成地域のみであり、施設の推奨色の考え方と色彩設計事例をゾーンごとに示しています。なお、景観形成地域においては、第4章に示した色彩指針よりも、さらにきめ細やかな推奨色の設定を行っていますので、必ずお読みください。

第7章「色彩ワンポイント」

景観色彩を検討する際に必要となる色の表し方や、色彩調和理論といった色彩の基礎知識をまとめて解説しています。景観の色彩設計を進める際の、基礎的な知識として参考にしてください。

2-6 役割

本ガイドラインは、ふるさと島根の景観づくり条例の適用を受ける施設について、立地場所や施設の種類や部位に応じ

てどのような色彩がふさわしいかを述べた指針であり、島根の良好な景観づくりを、色彩面から支援するためのカラーガイドとしての役割を果たします。指針は、ふさわしい色彩設計の方向性に加え、その施設に対して推奨できる色彩範囲(推奨色)と、その一部の抜粋(カラーパレット)から構成されており、色彩検討時に具体的に活用することができます。

以下に、使用される方に応じた本ガイドラインの活用の仕方を示します。

○事業者・設計者・施工者

施設の立地場所と施設の種別・部位を選択することで色彩設計の考え方や推奨色の範囲および代表色を見つけるためのカラーガイドとしてお使いください。

○市町村の景観行政担当者

県の景観色彩形成の考え方をご理解いただくとともに、市町村独自の景観行政を実施する上での指針としてご活用ください。

○公共事業担当者

事業計画時にこの内容を踏まえて、景観条例の具体的、効果的な運用を率先して進めるよう、運用マニュアルとして活用してください。

○住民の皆様

島根県の各地域にみられる良好な景観色彩の特徴をご理解いただくと共に、地域の景観づくりを進める際の色彩の考え方のガイドとしてご活用ください。また、地域の特色を生かした景観協定を策定する際の参考資料としてお使いください。

3 しまね景観づくりの色彩設計法

3-1 基本的な考え方

しまねの良好な景観の色彩づくりを進める際の、基本的な考え方を示します。

○良好な既存景観を生かす

現在の良好な色彩景観を十分に生かしていくことが、島根らしいまた各市町村らしい魅力的な景観づくりにつながると考えられます。

○既存景観の特徴を把握する

島根らしい良好な景観を生かすためには、まず既存の景観の特徴を把握することから始めなければなりません。

通常一般的に行われている景観色彩設計の流れにおいても、その作業は現地調査により設計対象物の周辺環境を把握する

ことから始まります。次いで、景観設計のコンセプトに沿って、周辺景観と設計対象物との関係を考えることとなります。

○「良好な景観」を守り育むための色彩範囲を使う

このガイドラインに示す色彩指針は、第2章の「しまね色彩マップ」に示すような、島根らしい良好な景観を守り育むことが前提となっています。したがって、本ガイドラインが示す推奨色とは、施設を既存の良好な景観と一体となった印象を与えるようにする色であるか、既存の良好な景観の特色をより積極的に生かすような効果を生む色彩といえます。

推奨色は、これまでの設計事例や研究結果に基づき、多くの人に特に自然景観と調和すると支持された色彩範囲を求め、さらに島根独自の豊かな自然景観が主役になる人工建造物の色彩範囲として展開されたものとなっています。

○色彩指針の推奨色を外れるケースの場合は…

優良な景観を形成する方法は、周辺景観に追随するものだけではありません。周辺景観から受ける雰囲気とは対照的な印象を放つ施設を新たに建設することによって、今までにない新しい可能性を予感させる景観が生まれることもあります。しかしこのケースでは見る人の評価が大きく分かれることが多いようです。また、同じ色でも面積や形状また素材によって表情がガラリと変わってしまうのもこのケースに多い特徴で、個別の事例ごとに十分な検討が必要です。

施設の色彩をこのような方向で計画するときは、地域住民の方々の合意が得られるように、その根拠を明確にしておく必要があります。つまり、色彩指針の推奨色から外れている色を使用する場合は、適切なコンセプトを設定し、一般的な景観色彩設計の手順によって計画を実施することが求められます。

3-2 美しい景観色の特徴

美しい景観にみられる色彩的な特徴について、島根の景観を事例にみてみましょう。

○相互にバランスがとれ、ある雰囲気が醸し出されている

一般に美しいと感じる景観の色彩を観察してみると、それらを構成している色の集合からひとつの雰囲気が伝わってきます。バラバラでなく、景観を構成する色彩が相互に有機的に関係しています。

○構成色の統一と変化がほど良くバランスしている

山間部の田園風景のように、景観を構成する色の種類が少ないと、おのずと個々の色に親和性や共通性が生まれること

〈良好な既存景観の例〉



山間部田園風景
濃淡が異なる類似的な緑で構成された景観

で、まとまりある良好な景観の印象が生まれます。

ホワイト、ブラック、グレイで構成された伝統的建築物群は無彩色という共通性をベースに、コントラストの強さで配色に変化をもたせることで、静寂の中に力強さを感じさせるまちなみ景観となっています。

また、砂浜海岸のように、海や空のブルーに対して、雲や波のホワイトの組み合わせは、お互いの特徴を引き立てあいながら、さわやかで開放的なイメージを生み出す相性の良い組み合わせです。

このように美しい景観は、これを構成する色彩群の統一と変化の程よいバランスから生まれています。

○テーマカラーがある

さらに、心地よいイメージを生み出す景観には、テーマとなる色彩があります。

山間部の田園では山々や農地のグリーンがテーマカラーとなり、伝統的建築物のまちなみの場合は無彩色がテーマカラーといえるでしょう。また、晴れた日の砂浜海岸はブルーとホワイトの組み合わせ効果によってブルーが映え、曇りの日の砂浜海岸は明るい砂の色を含めたホワイト系の色彩が全体の雰囲気を決めるテーマカラーとなります。

○テーマカラーの構成法のタイプ

このように良好な景観はテーマとなる色を持っていますが、そのテーマカラーの現われ方をみると、数種類にまとめることができます。

石州赤瓦の屋根を取り囲む紅葉した山々の景観のように、景観を構成する色の多くが類似した性格を持つことで、全体としてその共通した色の性格がテーマの色となっていく場合と、自然の緑を主役にした自然公園のように、テーマとなる色が主役となり、周りの色はそれを引き立てていく脇役となって存在するあり方もあります。

また、春・夏の山の緑を背景にして点在する石州赤瓦のように、主従の関係ではなく2色の組み合わせが景観のテーマとなる場合もあります。大面積の緑に対して赤瓦のダークオレンジがアクセントとして、緑で統一された景観に適度な変化を与えています。

○ガイドラインへの適用

美しいと感じさせる景観における色彩のありようは、新たな施設を作るとき、あるいは既存の色を変更するときに、その色彩を周囲の色とどのように関係づけるかを検討する時に参考になります。



伝統的建築物群

無彩色でまとめられた中に、明度による強いコントラストが力強い印象を与える景観



砂浜海岸の風景

ブルーとホワイト系の配色が生み出すさわやかで開放的な景観



石州赤瓦と紅葉した山々

景観を構成しているほとんどの色がオレンジみを帯びている



緑を主役にした公園

歩道や遊具は脇役として控えめである



夏山を背景にした石州赤瓦

適度な鮮やかさの赤瓦が緑のアクセントとなり、お互いを美しく見せるとともに、景観全体を良好な景観と感じさせる要因となっている

本ガイドラインの役割は、その施設を含む景観が良好な印象となるように、推奨色を紹介することにあります。その際、良好な景観色彩の構成のチェックポイントともいえる、これまで述べてきたような「色彩の統一と変化のバランス」「色調による面積比」「主役と脇役」といった考え方が適用できます。人工構造物の色彩を検討する際には、その形状の特徴や面積や部位、全体との関係などを考慮しなくてはなりません。とともに、立地する周辺の景観的特徴とを合わせて検討は行われます。

3-3 島根らしさ、地域らしさを感じさせるには

このような美しい景観にみられる色彩的特徴を、島根固有の景観として、どのように作り上げていくかは重要な課題です。

○既存の良好な景観を生かす

島根県は、水の国、神話の国、田園と山林の国とでもいえる独自の景観的特徴を持っています。そして県内各地域にはそれぞれの地域の産業や歴史により育まれた独自の風土がみられます。こうした島根らしさ、地域らしさを感じさせる景観づくりを進めるには、何よりも既存の良好な景観を生かすことが重要です。

○既存の景観ガイドラインによる景観形成方針に沿って進める

良好な景観を生かすということは、施設と周辺景観との色彩的な関係を考慮するという事だけではありません。景観には、先に示したような地域の産業や歴史により作り上げられる風土といった側面も含まれています。したがって景観色彩を検討する際には、地域の景観形成コンセプトとの関係を考慮しながら行う必要があるといえます。

「島根県大規模行為景観形成基準ガイドプラン」及び「島根県公共事業等景観形成指針ガイドプラン」の第Ⅲ章『地域別景観形成方針』によれば、島根県は8地域に分類されて、それぞれの地域ごとに景観形成方針が記されています。景観づくりを進める大きな方向性を理解し、これらの方針記述を参考にして、色彩設計も検討を進めるようにします。

○景観形成地域では、具体的な地域別色彩指針を立て地域の特性を向上させる

景観整備を、より重点的に推進すべき景観形成地域においては、地域らしさを推し進めるために、景観形成基準に沿ったよりきめ細やかな景観形成方針を立てることが必要です。本ガイドラインでは宍道湖景観形成地域における色彩の進め方を、ゾーン区分ごとに示しています。